厚生労働省

組織の名称	年金局
所掌事務	厚生年金保険、国民年金等の公的年金制度、企業年金等に関する企画立案、年金積立金の管理運用等に関することを行っています。

組織の名称	総務課
所掌事務	・年金制度に関する総合的な企画及び立案に関すること。 ・年金制度の調整に関すること。 ・年金局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・年金局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

組織の名称	年金課
所掌事務	・政府が管掌する厚生年金保険事業に関する企画及び立案に関すること。 ・政府が管掌する国民年金事業に関する企画及び立案に関すること。 ・政府が管掌する国民年金事業と国民年金基金(国民年金基金連合会(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定により業務を行う場合に限る。)を含む。)に関する制度の調整に関すること。 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業に関する企画及び立案に関すること。

組織の名称	国際年金課
所掌事務	・年金制度（外国との社会保障に関する協定に定めるものに限る。）に関する総合的な企画及び立案に関すること。 ・政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施に関すること(外国との社会保障に関する協定の実施に係るものに限る。)。 ・政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業のうち外国人に係るものに関する企画及び立案に関すること。 ・外国の年金制度に関する調査及び研究に関すること。

組織の名称	資金運用課
所掌事務	・政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定のための資金運用に関する制度の企画及び立案に関すること。 ・年金積立金管理運用独立行政法人の行う業務に関すること。

組織の名称	企業年金・個人年金課
所掌事務	・確定給付企業年金（企業年金連合会を含む。）及び石炭鉱業年金基金並びに確定拠出年金及び国民年金基金に関する制度の企画及び立案に関すること。 ・確定給付企業年金及び石炭鉱業年金基金並びに国民年金基金に関する制度の数理に関すること。 ・石炭鉱業年金基金及び国民年金基金に対する監督及び助成に関すること。 ・確定給付企業年金事業（企業年金連合会の事業を含む。）及び確定拠出年金事業に関する監督に関すること。

組織の名称	数理課
所掌事務	・年金制度(厚生労働省の所掌に属するものに限る。)の数理に関すること。 ・年金制度の企画及び立案のための統計数理的調査に関すること。

組織の名称	事業企画課
所掌事務	・政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法第５条第２項若しくは第１２３条第２項又は船員保険法第４条第２項の規定により厚生労働大臣が行う業務並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業（以下「政府管掌年金事業等」という。）の実施に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。 ・政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の管理に関すること。 ・政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。 ・政府管掌年金事業等の統計及び政府管掌年金事業等の運営のための統計数理的調査に関すること。 ・政府管掌年金事業等の実施に関する事務についての監査に関すること。 ・社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法別表第二第二号１に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。 ・年金委員に関すること。 ・日本年金機構の組織及び運営一般に関すること。 ・年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関すること。 ・年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

組織の名称	システム室
所掌事務	・政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

組織の名称	調査室
所掌事務	・政府管掌年金事業等の統計及び政府管掌年金事業等の運営のための統計数理的調査に関すること。

組織の名称	監査室
所掌事務	・政府管掌年金事業等の実施に関する事務についての監査に関すること。

組織の名称	会計室
所掌事務	・年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関すること。 ・年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

組織の名称	事業管理課
所掌事務	・政府管掌年金事業等の実施に関すること。 ・政府が管掌する国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。 ・厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条の二第一項の規定による厚生年金保険原簿（同法第二十八条に規定する原簿をいう。）の訂正の請求及び国民年金法第十四条の二第一項の規定による国民年金原簿（同法第十四条に規定する国民年金原簿をいう。）の訂正の請求に関すること。 ・子ども・子育て支援法第六十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による拠出金の徴収に関すること。